

第1回改善検討会の主な意見と 事務局提案について

「視能訓練士学校養成所指定規則」、「視能訓練士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像 —

第1回視能訓練士学校養成所
カリキュラム等改善検討会

資料4

令和3年9月3日

1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

(1) 視能訓練士法第14条1～2項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

視能訓練士を取り巻く環境から求められる教育とするため、学校養成所の指定基準などの見直しの検討をする。

2. 臨地実習の在り方に関する事項

(1) 臨地実習の1単位の時間数の見直しについて

臨地実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とすることについて検討をする。

(2) 臨地実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

視能訓練士を取り巻く環境から求められる教育とするため、臨地実習の中で実践学習すべき内容の見直しの検討をする。

(3) 臨地実習前後の評価及び臨地実習後の振り返りの実施について

臨地実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価及び臨地実習後の振り返りを必須とすることについて検討する。

(4) 臨地実習指導者の要件について

臨地実習を行う施設における臨地実習指導者の配置要件として追加する事項の検討をする。

3. その他に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

1. 視能訓練士法第14条1～2項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

- 専門分野の視能検査学(教育目標)にある「職業倫理を高める」を臨地実習に科目内移動させ、「対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う」と文言修正してはどうか。
- リハビリテーションにおいて視能訓練士に足りない点として、「(視覚障害者の状態を)見て行動に移す」の理解が不足している。例えば歩行訓練を行うリハビリ職にどう繋いでいくか、同行支援システム等「運動機能との協調」に関する教育を追加してはどうか。
- 視覚障害児の発達を考える上では、早期発見、早期治療と、それをリハビリテーションにどうつなげていくかが非常に重要であり、「盲学校との連携」についても追加してはどうか。
- 臨床での検査業務は多様化しており、現場では非常に多くの検査を実施しなければならなくなったが、視能検査学1単位増では講義、実習の補てんに不足はないだろうか。
- 臨地実習先で初めてレポートの書き方を学ぶことが散見されるため、養成施設において十分学んだ後に実習に臨めるよう教育内容を見直すべき。
- 単位数を増やすことは大賛成だが、1年課程で現行67単位ですら全て履修するのは難しいところ数年ずっと実感している。
- 1年制課程の単位数が増える場合、実質2年の教育期間に変更する養成施設もあることから、経過措置を設けるべきではないか。

2. 臨地実習の中で実践学習すべき範囲及び臨地実習前後の評価及び臨地実習後の振り返りの実施の見直しについて

- 特別支援学校の見学については、視覚障害児は、身体、心身のほかにも幾つか重複障害をもつことが多く、受入に困難な側面があるが、必要性は理解する。
- 臨地実習先で初めてレポートの書き方を学ぶことが散見されるため、養成施設において十分学んだ後に実習に臨めるよう教育内容を見直すべき。
- 臨地実習で「実習前後の評価、振り返り」を必須とするならば、教育の目標にも追記してはどうか。

3. 臨地実習の1単位の時間数の見直しについて

- 実習記録、レポート等の様々な課題が臨地実習後に自宅学習を行っている状況で、学生によっては4時間以上費やしている。

4. 臨地実習指導者の要件について

- 視能訓練士についても他の職種と同様に臨地実習指導者の質を高めるべく研修を実施すべき。
- 臨地実習施設が少ない現状のなか、指導者に対して指定研修の受講義務を設けることで臨地実習施設がさらに減少することが懸念されるため、今回の見直しでは受講を推奨することに留め、段階的に必須としたい。
- 医療研修推進財団主催の類似の研修が現在あり、1,500人程度が修了している。
- 上記の類似講習会における修了者の扱いについても検討する必要がある。

5. 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

- 暗順応検査機器は廃番となり機器の入手は困難であるが、暗順応の原理は非常に大事なため、代わりとして経験を得られる器具を検討すべき。

視能訓練士学校養成所指定規則〈現行〉

別表第1(第2条関係) 備考

- 1 (略)
- 2 **学校教育法に基づく大学**若しくは**高等専門学校**、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第67号)第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において**既に履修した科目については、免除することができる。**
- 3～4 (略)

別表第2(第2条関係) 備考

- 1 (略)
- 2 **学校教育法に基づく大学**若しくは**高等専門学校**、旧大学令に基づく大学又は保健師助産師看護師法第20条第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは看護師養成所、歯科衛生士法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、臨床工学技士法第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法第34条第1号、第2号若しくは第4号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において**既に履修した科目については、免除することができる。**
- 3～4 (略)

教育内容、教育目標及びその単位数の見直しに関する事項

構成員よりいただいたご意見

- 臨地実習先で初めてレポートの書き方を学ぶことが散見されるため、養成施設において十分学んだ後に実習に臨めるよう教育内容を見直すべき。
- 専門分野の視能検査学（教育目標）にある「職業倫理を高める」を臨地実習に科目内移動させ、「対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う」と文言修正してはどうか。
- 視覚障害児の発達を考える上では、早期発見、早期治療と、それをリハビリテーションにどうつなげていくかが非常に重要であり、「盲学校との連携」についても追加してはどうか。

事務局提案

- ・レポートの書き方等は基礎的な知識、技術等として新たに新設する「社会の理解」に含まれる内容であることから、追記しない。
- ・職業倫理は臨地実習に臨む前に知識として押さえるべき範囲があることから、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」にも加える。
- ・盲学校に限定することなくこれを含めた特別支援教育等について、「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」に加える。

< 現行 >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	教育目標 ※下線は、赤字の対応箇所
基礎分野 科学的思考の基盤	14	4	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
人間と生活			
専門基礎分野 人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
基礎分野 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	5	健康、疾病及び障害について、 <u>予防と回復過程の促進</u> に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、 <u>疾病と障害との関連を学習する。</u>
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	5	3	保健医療福祉の推進のために、 <u>心身の状態</u> を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。併せて、地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
合計	93	67	



< 要望書提案事項（現行に追記） >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	教育目標 ※赤字は、団体要望箇所 ※緑字は、構成員意見を踏まえ追記した箇所
基礎分野 科学的思考の基盤	14	4	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 <u>患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。</u>
人間と生活 社会の理解			
専門基礎分野 人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、 <u>生命現象を総合的に理解するための能力を養う。</u>
基礎分野 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	6	健康、疾病及び障害について、 <u>予防、発症、治療、回復過程の促進</u> に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、 <u>職業倫理を理解し、感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。</u>
視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、 <u>疾病と障害との関連を理解する能力を養う。</u>
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	7	5	保健医療福祉の推進のために、 <u>社会保障制度</u> を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び <u>多職種連携</u> について学習する。併せて、 <u>特別支援教育等を含む</u> 地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を <u>養う。</u>
合計	101	75	

教育内容、教育目標及びその単位数の見直しに関する事項

構成員よりいただいたご意見

- 臨床での検査業務は多様化しており、現場では非常に多くの検査を実施しなければならなくなったが、視能検査学1単位増では講義、実習の補てんに不足はないだろうか。
- リハビリテーションにおいて視能訓練士に足りない点として、「（視覚障害者の状態を）見て行動に移す」の理解が不足している。例えば歩行訓練を行うリハビリ職にどう繋いでいくか、同行支援システム等「運動機能との協調」に関する教育を追加してはどうか。
- 専門分野の視能検査学（教育目標）にある「職業倫理を高める」を臨地実習に科目内移動させ、「対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う」と文言修正してはどうか。

事務局提案

- ・多様化した検査の基礎と理論を「基礎視能矯正学」として2単位追加するなかで教育し、「視能訓練学」として1単位追加する中で検査について教育する。
- ・リハビリテーションにおける運動機能との協調について具体的範囲を示し、「視能訓練学」に加える。
- ・職業倫理に関して実習の中でも経験するために、「臨地実習」にも加える。

< 現行 >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	教育目標 ※ <u>下線</u> は、 赤字 の対応箇所
専門分野 基礎視能矯正学	10	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。
視能検査学	10	10	視能検査の専門的知識と技術を習得し、 <u>評価について学習するとともに、職業倫理を高める。</u>
視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理の立場から必要な知識と技術を習得する。 <u>また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。</u>
臨地実習	14	11	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。 <u>また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</u>
合計	93	67	



< 事務局提案事項（現行に追記） >

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	教育目標 ※ 赤字 は、団体要望箇所 ※ 緑字 は、構成員意見を踏まえ追記した箇所
専門分野 基礎視能矯正学	12	12	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、 視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。 また適切な視覚環境を整えるための 生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。
視能検査学	11	11	多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。 とともに、 職業倫理を高める。
視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。 また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。 また、 感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。
臨地実習	16	13	基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。また、 外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。 臨地実習前後の評価、臨地実習後の振り返りを含む。
合計	101	75	

臨地実習の中で実施する教育内容に関する事項

要望記載事項（要望書一部抜粋改変）

- 臨地実習の中で実践学習すべき内容として、多職種連携、地域医療参画のため、見学・体験等を通じた保健、福祉、介護等の分野での実施を推奨する記載を追加する。
- 臨地実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況を把握・指導するため、学習成果の評価及び臨地実習後の振り返りを必須とする。

構成員よりいただいたご意見

- 特別支援学校の見学については、視覚障害児は、身体、心身のほかにも幾つか重複障害をもつことが多く、受入に困難な側面があるが、必要性は理解する。

事務局提案

臨地実習の中で、養成施設において臨地実習前後の評価及び臨地実習後の講評の実施を必須とするとともに、病院等での実習実施に加え、保健、福祉、介護及び盲学校を含めた特別支援学校等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいとする。

視能訓練士学校養成所指定規則〈現行〉

別表第1（修業年数3年以上）

1) 臨地実習 14単位

2) 10単位以上は、病院等において行うこと。

別表第2（修業年数1年以上）

1) 臨地実習 11単位

2) 10単位以上は、病院等において行うこと。

視能訓練士養成所ガイドライン〈現行〉

6（臨地実習に関する事項）
関連する特段の記載なし

事務局提案〈現行（赤字は要望書提案）〉※緑字は、構成員意見を踏まえた箇所

視能訓練士学校養成所指定規則

別表第1（修業年数3年以上）

1) 臨地実習 16単位

2) 11単位以上は、病院等において行うこと。

3) 1単位は臨地実習前後の評価、臨地実習後の振り返りを行うこと。

別表第2（修業年数1年以上）

1) 臨地実習 13単位

2) 11単位以上は、病院等において行うこと。

3) 1単位は臨地実習前後の評価、臨地実習後の振り返りを行うこと。

視能訓練士養成所ガイドライン

6（臨地実習に関する事項）

1) 保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで、実習の機会を設けることが望ましい。

臨地実習の1単位の時間数見直しに関する事項

構成員よりいただいたご意見

- 実習記録、レポート等の様々な課題が臨地実習後に自宅学習を行っている状況で、学生によっては4時間以上費やしている。

事務局提案

- 臨地実習1単位の時間数を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学習等の実施を考慮して、その時間も含めて45時間以内とする。

<現行の指導ガイドライン>

視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

4 授業に関する事項 (2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3)

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

<事務局提案（現行に追記）>

視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

4 授業に関する事項 (2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。



教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

教育上必要な機械器具、標本及び模型として、現行の教育内容見直しに伴い標準として整備する品目を改めるとともに、暗順応検査機器は入手が困難ではあるものの、教育は重要ではあることを踏まえ、教育上必要な機械器具として残すこととする。

視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

<現行（赤字は要望書提案）>

※緑字は、構成員意見を踏まえた事務局提案

機械器具

品目	数量
光学顕微鏡 ⇒ 削除	6人で1 ⇒ 削除
心理検査用具	
心理検査用具 3種以上	各1
職業適性検査用具 2種以上 ⇒ 削除	各1 ⇒ 削除
視力測定装置	
遠用 3種以上	10
近用 3種以上	各2
乳幼児用 3種	各1
視野測定装置	
動的量的視野計	10人で1
静的量的視野計	15人で1
中心視野計、中心暗点計 2種	各2
色覚検査機器	
色覚検査表 3種以上	各1
アノマロスコープ	1
色相配列検査 2種以上	各1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置	
倒像鏡	4人で1 ⇒ 1
直像鏡	2人で1 ⇒ 10人で1
集光レンズ(14D、20D等)	4人で1 ⇒ 1
*角膜形状解析装置一式	1
オフサルモメーター	10人で1 ⇒ 1
ブラチドー	2 ⇒ 1
*角膜内皮細胞測定装置	1
細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2
眼底撮影装置 卓上・手持型含む3種以上 ⇒ 眼底撮影装置	8人で1 ⇒ 10人で1
*三次元眼底解析装置(SLO、OCT等) ⇒ 三次元眼底解析装置	1
外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	10人で1 ⇒ 1
眼球突出計	10人で1

品目	数量
検眼機器	
検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式)	6人で1
遠近用レンズセット	3
レンズメーター	6人で1
瞳孔距離計 3種以上 ⇒ 瞳孔距離計	4人で1 ⇒ 1
他覚的屈折検査機器一式	
レフラクトメーター	8人で1
レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1
模型眼	4人で1
板付きレンズ	5
光学式眼軸長測定装置	1
眼圧測定機器(トノメーター、ノンコンタクト及びシエツを含む3種以上) ⇒ 眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1
コンタクトレンズ検査用機器	
コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2
ブラックライト	1
調節検査機器(近点計を含む2種)	3
暗順応検査機器 ⇒ 削除 ⇒ 暗順応に関する機器	1 ⇒ 削除 ⇒ 1
X線フィルムビューアー ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
両眼視機能検査機器	
大型弱視鏡 3種以上 ⇒ 大型弱視鏡	8人で1
位相差ハプロスコープ ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
斜視角測定機器	
マドックス正切スカラ(5メートル用)	1
角プリズム、プリズムバー	各2人で1
膜プリズムトライアルセット	2
ローレンス斜視計	1

教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

教育上必要な機械器具、標本及び模型として、現行の教育内容見直しに伴い標準として整備する品目を改めるとともに、暗順応検査機器による教育が重要ではあるものの機器の入手が困難となったことを踏まえ、代替え器具も可能とした。

視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

機械器具

品目	数量
眼球運動(複像)測定装置	
ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器	
遠見ステレオテスト	1
近見ステレオテスト 4種以上	4人で1
三柱深径覚計(三杆法)	1
網膜対応検査機器	
残像検査装置	2
ウォース4灯計、ベレンス3色灯	3 ⇒ 各1
バゴリーニレンズ	5人で1
バゴリーニ赤フィルター棒 ⇒ バゴリーニレッドフィルターラダー	10人で1 ⇒ 1
不等像検査機器	2
視能矯正・訓練治療機器	
オイチスコープ(点滅装置を含む。) ⇒ 削除	2 ⇒ 削除
ゴージナートル	3 ⇒ 2
カイロスコープ	3
立体鏡	3
斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器	
視覚障害者用シミュレーションレンズ	1
視覚障害者用補助具	
弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組
拡大装置	1
遮光眼鏡一式	1
生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1
超音波診断装置(A/Bモード)	1
* 瞳孔反応測定装置(イリスコーダー) ⇒ 削除	1 ⇒ 削除

品目	数量
動物解剖用器具一式 ⇒ 削除	適当数 ⇒ 削除
視聴覚教育機器一式 ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
情報処理機器	
パーソナルコンピューター ⇒ 削除	3人で1 ⇒ 削除
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各2 ⇒ 各1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1
消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 ⇒ 眼球模型 2種以上	5人で1 ⇒ 各1
頭骨模型	5人で1
病理組織学的標本及び模型 ⇒ 削除	一式 ⇒ 削除

備考 * を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

臨地実習指導者の要件に関する事項

構成員よりいただいたご意見

- 視能訓練士についても他の職種と同様に臨地実習指導者の質を高めるべく研修を実施すべき。
- 臨地実習施設が少ない現状のなか、指導者に対して指定研修の受講義務を設けることで臨地実習施設がさらに減少することが懸念されるため、今回の見直しでは受講を推奨することに留め、段階的に必須としたい。
- 医療研修推進財団主催の類似の研修が現在あり、1,500人程度が修了している。
- 上記の類似研修における修了者の扱いについても検討する必要がある。

事務局提案

臨地実習を行う施設において、5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した視能訓練士が配置されていることが望ましいこととする。

視能訓練士学校養成所指定規則〈現行〉

第2条(指定基準)

- 1 (略)
- 1~9 (略)
- 10 臨地実習を行なうのに適当な病院を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行なわれること。
- 11~13 (略)

視能訓練士養成所ガイドライン〈現行〉

- 6 (臨地実習に関する事項)
 - (1) (略)
 - (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であること。
 - (3) (略)

<事務局の提案>

視能訓練士学校養成所指定規則

第2条(指定基準)

- 1 (略)
- 1~9 (略)
- 10 変更なし
- 11~13 (略)

視能訓練士養成所ガイドライン

- 6 (臨地実習に関する事項)
 - (1) (略)
 - (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であって、厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨床実習指導者講習会指者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。
 - (3) (略)

臨地実習指導者の要件に関する事項

臨地実習指導者講習会における厚生労働省の定める基準は以下のとおりとする。

(通知) 臨地実習指導者講習会の開催指針 (案) (事務局提案)

第1 趣旨

本趣旨は、視能訓練士の臨地実習に係る指導者講習会（以下「指導者講習会」という。）を開催する者が参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって視能訓練士養成の質の向上及び臨地実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 指導者講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人
 - グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
 - ※ 指導講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間
実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。
3. 受講対象者
実務経験5年以上の視能訓練士
4. 指導者講習会の形式
ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
 - ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
 - ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
 - ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
 - ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
 - ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

(通知) 臨地実習指導者講習会の開催指針(案) (事務局提案) (つづき)

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の5.1～5.4に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて5.5及び5.6に掲げる項目を加えること。

- 5.1 視能訓練士養成施設における臨地実習制度の理念と概要
- 5.2 臨地実習の到達目標と修了基準
- 5.3 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案
- 5.4 臨地実習指導者の在り方
(ハラスメント防止を含む)
- 5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価
- 5.6 その他臨地実習に必要な事項

6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

【講習会の修了証書】

講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し指針にのっとりたものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

【講習会の実施報告】

講習会修了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- 1.1 講習会の名称
- 1.2 主催者、共催者、後援者等の名称
- 1.3 開催日及び開催地
- 1.4 指導者講習会主催責任者の氏名
- 1.5 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- 1.6 指導者講習会の目標
- 1.7 指導者講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
- 1.8 指導者講習会の概要(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

現行実施されている類似講習会の修了者の扱いについて

(現行の講習会) 医療研修推進財団主催 視能訓練士実習施設指導者等養成講習会カリキュラム (要望書一部抜粋追記)

- 指導者講習会の講義時間：18時間
- 受講対象者(1) 5年以上、現任の視能訓練士養成施設で教育指導者の任にあたる者
(2) 5年以上の経験を有する者で実習施設において実習指導者の任にあたる者、又は今後視能訓練士専任教員等となることを希望する者
(3) リカレント教育として再受講を希望する者
- 指導者講習会の形式
・形式：オンデマンド配信（講義）+ Zoomを活用したWebグループワーク ・受講定員：70名 ・更新制度等：なし
- 直近のプログラム内容（令和3年度内容）※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせにて提示

直近のプログラム内容（令和3年内容）	講義時間（分）	(区分) 指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目	講義時間等要件
(1) 実習指導者のあり方	90	5.1 視能訓練士養成施設における臨地実習制度の理念と概要 5.4 臨地実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）	5.1～5.4に掲げる項目を含む、実質的な960分以上の講習であり、参加者主体の体験型研修形式であること
(2) 医療安全管理	90	5.6 その他臨地実習に必要な事項	
(3) 青年期の心理的な特性を踏まえた実習指導	90	5.4 臨地実習指導者の在り方（ハラスメント防止を含む）	
(4) 臨床実習指導におけるコーチング	90		
(5) レポート評価法	90	5.2 臨地実習の到達目標と修了基準	
(6) 実習評価法	90	5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価	
(7) 実習指導計画の立案と指導法	60	5.3 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案 5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価	
(8) 行動分析学を取り入れた臨床実習指導	90	5.6 その他臨地実習に必要な事項	
(9) グループ討議 説明	30		
(10) 視能矯正実習指導法（演習：Webグループワーク）	180		
(11) 効果的な実習指導を行う上での指導者の役割（演習：Webグループ討議）	180		
計	1080	計	960

事務局提案

今回の見直しでは、臨地実習指導者の要件として臨地実習指導者講習会の修了を必須とはしておらず、施行までに修了者の整備が必要となる状況ではない一方、次回見直し時には臨地実習指導者講習会の修了を必須要件とすることを前提とした検討を行うこととなる。

このことから、上記の類似講習会が指針案で定める要件を満たすかの確認を行い不足分の対応をいただくことで、臨地実習指導者講習会を修了した者と同等に扱えるか、改めて次回議論の際に論点に上げることとしてはどうか。